

身体拘束等適正化指針

社会福祉法人 松濤会

特別養護老人ホーム銀砂台「本園」

特別養護老人ホーム銀砂台「助川サテライト」

身体拘束等適正化指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束の適正化に向けた取り組みや、やむを得ず身体的拘束を行った場合の報告方法等に関して本指針のとおり示す。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第11条第4項において、指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合（三原則）

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で行わない事が原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束等適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合に限り、本人・家族への説明・同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備

を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力をします。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討します。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

3. 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

- ① 設置目的
 - ・施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ② 身体拘束適正化検討委員会の構成員
 - ア) 施設長（責任者）
 - イ) 医師
 - ウ) 看護職員
 - エ) 生活相談員
 - オ) 介護支援専門員
 - カ) 栄養士
 - キ) 機能訓練指導員
 - ク) 介護職員
 - ・その他必要に応じ、第三者や精神科専門医等の専門家にも参画いただく
- ③ 身体拘束適正化検討委員会の開催

- ・当施設では、「身体的拘束等の適正化のための職員研修」とあわせて、少なくとも3カ月に1回開催し、それ以外の開催は必要に応じ開催します。
- ・数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命維持の観点から多職種協働での委員会を開催できない場合があります。その際は、複数意見の確認等により、各スタッフの意見を盛り込み検討します。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けされており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は5年間保管し、行政担当部局の指導が行われる際に提示できるようにします。

④拘束の解除

③の記録と再検討結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族(保証人等)に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

5. 身体拘束等適正化に向けた各職種の役割

身体拘束等の適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(施設長)

- 1) 身体拘束適正化検討委員会の総括管理
- 2) ケア現場における諸課題の総括責任

(医師)

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

(看護職員)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備

3) 重度化する利用者への状態観察

4) 記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

1) 身体拘束廃止に向けた職員教育

2) 医療機関、家族との連絡調整

3) 家族の意向に添ったケアの確立

4) 施設のハード、ソフト面の充実

5) チームケアの確立

6) 記録の整備

(栄養士)

1) 利用者の状態に応じた食事の工夫

2) 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント

(介護職員)

1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する

2) 利用者の尊厳を理解する

3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解

4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める

5) 利用者とのコミュニケーションを十分にとる

6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 身体拘束等適正化のための職員教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施します。

①定期的な教育・研修（年2回）

②新任者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

④研修の実施内容については記録をし、保存することとします。

7. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策

身体的拘束等を行う場合には、本指針の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。

施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告を受けた上席者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体拘束の事実が発覚した場合は速

やかに利用者及び利用者家族へ謝罪を行い、所轄庁への報告並びに本指針に記載する手続きに則り報告を行うこと。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

この指針は、利用者及び利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。当施設では身体拘束等適正化への理解と協力を得るため、事業所内掲示や施設ホームページに掲載等を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

9. 適用年月日

この指針は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正・施行

平成 30 年 6 月 11 日 一部改正・施行

令和 5 年 11 月 7 日 一部改正・施行